

有料職業紹介に関する手数料

【 有料職業紹介に関する手数料 】

紹介した候補者を採用決定した場合の手数料を以下に定める。

理論年収（月額固定給×12ヶ月＋年間賞与）の30%相当額（消費税別途）

【 有料職業紹介に関する返戻金制度 】

採用決定者が入社した後、以下の期間内に採用決定者の責により解雇された場合、または採用決定者が自己都合により退職した場合には手数料の一部を払い戻すこととする。

入社日から1ヶ月以内に退職した場合	報酬金額の80%
入社日から1ヶ月を超え、2ヶ月以内に退職した場合	報酬金額の30%
入社日から2ヶ月を超え、3ヶ月以内に退職した場合	報酬金額の20%

なお、紹介予定派遣などのように、派遣期間を経ってから直接雇用に切り替えた場合には、返還の適用外とする。

以上